

原子力規制委員会設置法について

1. 目的

原子力利用に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

2. 概要

① 原子力規制委員会の組織及び機能

- 環境省の外局として、原子力規制委員会を設置（いわゆる「3条委員会」）（委員長及び委員4名は、国会同意を得て、総理が任命）
- 原子力規制委員会の事務局として、原子力規制庁を設置
- 原子力安全規制、核セキュリティ、核不拡散の保障措置、放射線モニタリング、放射性同位元素等の規制を一元化
- （独）原子力安全基盤機構（JNES）を所管（必要となる法制上の措置を速やかに講じて、JNESを原子力規制庁に統合）
- （独）日本原子力研究開発機構（JAEA）及び（独）放射線医学総合研究所の業務の一部を共管

② 原子力安全規制の転換

- 重大事故対策の強化
- 最新の知見に基づく規制の実施（バックフィット制度）
- 40年運転制限の導入 等

③ 原子力防災対策の強化

- 内閣に原子力防災会議を設置し、関係機関との緊密な連携の下で原子力防災対策を推進
- 原子力災害対策指針の法定化
- 原子力災害対策本部の強化、緊急事態解除後の事後対策の円滑化
- 緊急時における原子力災害対策本部長（総理）の権限を明確化

3. 施行期日

- 公布の日（平成24年6月27日）から3月以内で政令で定める日（国会同意人事の手続きは公布日から施行）
- 核不拡散の保障措置、放射線モニタリングの実施機能、放射性同位元素等の規制の一元化は、平成25年4月1日
- 原子炉等規制法の改正は、施行日、施行日から10月以内で政令で定める日、1年3月以内で政令で定める日と段階的に施行
- 原子力災害対策特別措置法の改正の一部は、施行日から6月以内で政令で定める日

※ 原子力安全行政組織は、この法律の施行後3年以内に、この法律の施行状況、国会事故調報告書の内容、最新の国際的な基準等を踏まえ、より国際的な基準に合致するものとなるよう、内閣府に独立行政委員会を設置することを含め検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられることとされている。

① 原子力規制委員会の組織及び機能

1. 独立性の確保

- ① 独立性が高い3条委員会として、原子力規制委員会を設置
(環境省の外局)
- ② 規制と利用の分離を徹底し、原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から分離
- ③ 原子力規制庁の職員については、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換は認めないこととする(発足後5年以内の経過措置有り)(ノーリターンルール)
- ④ 原子力安全規制に関する基準等について、自ら規則を制定
- ⑤ 原子力安全確保に関し、関係行政機関の長に対する勧告権を持つ
- ⑥ エネルギー対策特別会計に「原子力安全規制対策」を新設し、原子力安全の確保に関する財政上措置の経理区分を明確化(特別会計に関する法律の改正)

2. 原子力規制委員会の組織

- ① 委員長及び委員4名で構成
- ② 委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力安全に関して専門的知識、経験、高い識見を有する者のうちから、国会同意を得て、総理が任命(ただし、原子力緊急事態宣言が発令されている等の緊急時は、総理の委員長任命、事後承認手続きが可能)
- ③ 原子力規制委員会の意思決定は合議により行う
(ただし、原子力緊急事態宣言が発令されている等の緊急時は、委員長が単独で意思決定を行うことが可能)
- ④ 原子力規制委員会の事務局として、原子力規制庁を設置
- ⑤ 原子力規制委員会の下に、原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会、放射線審議会を置く

3. 原子力安全関係業務の一元化

(1) 原子力安全規制

経済産業省原子力安全・保安院が担っていた発電用原子炉等の規制、文部科学省が担っていた試験研究炉の規制、核燃料物質等の使用に関する規制、国土交通省が担っていた船用原子炉の規制を一元化

(2) 核セキュリティ

経済産業省や文部科学省が担っていた核物質防護に関する規制、原子力委員会が担っていた核物質防護に関する関係省庁の事務の調整機能を一元化

(3) 核不拡散の保障措置

文部科学省が担っていた核不拡散の保障措置に関する規制を移管

(4) 放射線モニタリング

放射線モニタリングの関係省庁間調整等の司令塔機能を担うとともに、文部科学省が担っていたSPEEDIの運用、放射線モニタリングの実施機能を移管

(5) 放射性同位元素等の規制

文部科学省が担っていた放射線障害防止法の事務等を移管

(6) 原子力安全委員会の機能の統合

原子力安全委員会を廃止し、必要な機能を原子力規制委員会に統合
(いわゆる「ダブルチェック」は廃止し、原子力安全規制に必要なもの
指針・基準等は原子力規制委員会が自ら策定する)

② 原子力安全規制の転換

○ 原子炉等規制法の改正

(1) 重大事故対策の強化

原子炉等規制法の法目的に、重大な事故の発生に伴う放射性物質の所外への異常放出といった災害の防止が含まれること、また、発電用原子炉設置者等が行うべき保安措置に重大事故対策も含まれることを明記し、重大事故対策を法定化する。

【発電用原子炉の規制は設置法の施行日から10月以内で政令で定める日から施行。それ以外は施行日から1年3月以内で政令で定める日から施行。】

さらに、規制上一律に定める安全上の要求内容に加えて、原子力事業者自らが原子力施設の安全性評価を行い、その内容を公表させる制度を導入する。

【設置法の施行日から1年3月以内で政令で定める日から施行。】

(2) 最新の知見に基づく規制の実施

最新の知見を技術基準に取り入れ、既に許可を得た施設に対しても新基準への適合を義務づける制度（バックフィット制度）を導入する。

また、安全性の向上に繋がる設備の発電用原子炉施設等への迅速な導入を促進するため、安全性を向上させる設備の改善・増設等について、許認可審査の重複を排除すべく、設備の型式認証制度を設ける。

さらに、発電用原子炉施設の設備等の変更のうち、災害の防止上支障がないことが明らかなものについて、届出制度を導入する。

【発電用原子炉の規制は設置法の施行日から10月以内で政令で定める日から施行。それ以外は施行日から1年3月以内で政令で定める日から施行。】

(3) 40年運転制限の導入

発電用原子炉を運転できる期間を、使用前検査に合格した日から起算して40年と定める。ただし、当該期間の満了に際し、長期間の運転に伴い生ずる原子炉等の劣化の状況を踏まえ、安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、20年を超えない期間であって政令で定める期間を限度として、一回に限り、延長の認可をすることができることとする。

【設置法の施行日から10月以内で政令で定める日から施行。】

(4) 災害が発生した施設に対する安全規制措置の導入

災害が発生した原子力施設について、応急措置を講じた後、更なる災害の防止又は核物質防護の観点から施設の管理を行うことが特に必要であるときは、当該施設を特定原子力施設に指定し、実施計画の作成、当該計画に沿った措置を講ずることを事業者に義務づける。

【設置法の施行日から施行。】

(5) 発電用原子炉施設に対する原子力安全規制体系の整理

発電用原子炉施設の安全規制について、原子炉等規制法で一元的に必要な措置を講ずるため、元来電気事業法の規制下にあった発電用原子炉施設についての規定を原子炉等規制法に新設する等、所要の整理を行う。

【設置法の施行日から10月以内で政令で定める日から施行。】

※ 原子炉等規制法の改正後の規定については、施行の状況を勘案して速やかに検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとされている。

③ 原子力防災対策の強化

1. 原子力防災会議の設置等

- 内閣に原子力防災会議（下記のメンバーにより構成）を設置し、関係機関との緊密な連携の下、
 - ①原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進その他の原子力事故が発生した場合に備えた政府の総合的な取組を確保するための施策の実施の推進、
 - ②原子力事故が発生した場合において多数の関係者による長期にわたる総合的な取組が必要となる施策の実施の推進を行うこととする。（原子力基本法の改正）
 - ・ 議長：内閣総理大臣
 - ・ 副議長：内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長、他
 - ・ 議員：全ての国務大臣、内閣危機管理監、他
 - ・ 事務局長：環境大臣

- また、原子力防災会議の事務局長に協力することとし、内閣府の所掌事務として原子力災害に対する対策を追加することとする。（内閣府設置法の改正）

2. 原子力災害対策特別措置法の改正

（1）原子力災害対策指針の法定化

原子力規制委員会は、防災基本計画に適合して、原子力事業者、国、地方公共団体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するための指針を定める。

（２）原子力事業者防災訓練の強化

原子力規制委員会は、原子力事業者の防災訓練の実施状況を確認し、必要な改善等の命令をすることができることとし、違反した場合の罰則等も措置する。

（３）原子力災害対策本部の強化

原子力災害対策本部長（総理）を支える副本部長に内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長（必要に応じて他の国務大臣等）を充て、本部員に全ての国務大臣、内閣危機管理監（必要に応じて副大臣又は大臣政務官）を充て、増員・強化する。

（４）原子力緊急事態解除宣言後の事後対策の円滑化

原子力緊急事態解除宣言後も引き続き原子力災害対策本部を存置し、事後対策の推進のための本部長による各省庁・地方公共団体等への指示や、残留する放射性物質から住民の安全を確保するための市町村長による避難指示や立入制限等を行うことができることとする。

（５）緊急時における原子力災害対策本部長（総理）の権限を明確化

原子力災害対策本部長（総理）の指示権について、原子力規制委員会が専ら技術的・専門的知見に基づき原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項については、対象としないこととする。